（3）平成23年（2011年）4月10日
事祉支児 8 お西西




画宮闹政口ユース



| $\begin{aligned} & \text { 蓙 } \\ & \text { 振 } \\ & \text { 替 } \\ & \text { 選 } \\ & \text { 択 } \end{aligned}$ |
| :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

月に特別徴収された額と同額を仮徴収します。ただし，4月以降の仮徴収額が変更になる人には，「仮徴収額変更決定通知書」を送付しました （6月以降に仮徴収額が変更になる人には5月以降に送付）
また，10月以降の特別徴収（本徴収）額は7月中旬に通知します。問合せは高齢者医療保険グループ



